

京都市建築基準法施行細則及び京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第23号

京都市建築基準法施行細則及び京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第8条中「第18条第2項(」を「第18条第2項又は第4項(これらの規定を)」に、「第18条第3項(」を「第18条第3項又は第4項(これらの規定を)」に、「第18条第12項」を「第18条第13項」に、「第18条第3項の」を「第18条第3項又は第4項の」に改める。

(京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第1号オ中「第18条第16項」を「第18条第22項若しくは第26項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)